

無料セカンドオピニオン開始

管理会社による建物診断の報告書を無料で診断！ 【報告書をウツカリ見過ごすな】数千万円の出費を未然に防げることも！

業界初の個人向け不動産コンサルティング・ホームインスペクション（住宅診断）、マンション管理組合向けコンサルティングを行う“不動産の達人”株式会社さくら事務所（東京都渋谷区／社長：大西倫加）はマンション管理で重要な管理会社による建物診断に関する報告書の「無料診断」を当社サービスとして開始いたします。



管理会社から提出される建物診断に関する報告書を保管はするものの、中身に関してまったく閲覧されていないことは珍しくありません。2つ例をあげると、報告書の提出が義務付けられている特定建築物定期調査は、建築法第12条により3年に1回の調査が義務付けられています。また建物劣化診断は大規模修繕工事前に行われることが通例です。そのような調査業務を管理会社へ依頼するケースが多く、その報告書の実態が杜撰で説明がなされていないケースがあることをご存知でしょうか。“報告書があるから大丈夫”では済まされないケースが増加しつつあることを踏まえ、今回当社では管理会社からの報告書に関して無料で診断するサービスを開始いたします。本件に関する取材やお問い合わせなどございましたら、お気軽にご連絡ください。

管理会社から提出される建物診断に関する報告書の無料診断サービス開始の背景

<無料診断を実施する今回の背景>

- ・管理会社から提出される報告書については内容がしっかり説明されていないことが珍しくない。
- ・現在、管理会社から管理組合へ提案される調査は、業界的には1件あたりの検査ならびに報告書に係るコストが、例えば複数物件の調査をまとめて発注するなどしてコストを減らす傾向があり、結果としてそのコスト低下のしわ寄せが、報告書の質及び検査の質に転嫁されている可能性があります。
- ・つまり調査および報告書で、実際はあるはずの不具合（瑕疵）が見過ごされている可能性があります。
- ・そもそも報告書は検査結果を知らせるためのものであるに関わらず、上記の事情により、検査を担当する業者は“報告書を提出すること”が目的になっている可能性があります。
- ・劣化診断は、そもそも“診断結果を踏まえ、大規模修繕工事を実施する時期を判定するべきもの”が、大規模修繕工事を行う前提で行われてしまっている可能性があります。
- ・報告書=しっかりと報告されている認識で、瑕疵を放置するとアフターサービスの期限が切れてしまうことも。

<背景を踏まえて>

- ・上記の背景より、アフターサービスを活用できるはずの竣工当時の瑕疵が見過ごされてしまう可能性が存在。
- ・竣工当時の瑕疵が見過ごされてしまうと、数百万円から数千万円単位の損失を補修しなければいけない場合も。
- ・専門家が報告書をくまなくチェックすることで、不必要な支出を未然に防ぐためのチェック機能になります。

サービスページ URL : https://www.s-mankan.com/service/kashi_kekkan_kaiketsu.html

■不動産の達人 株式会社さくら事務所■（東京都渋谷区／代表取締役社長：大西倫加） <http://www.sakurajimusyo.com/>

株式会社さくら事務所は「人と不動産のより幸せな関係を追求し、豊かで美しい社会を次世代に手渡すこと」を理念として活動する、業界初の個人向け総合不動産コンサルティング企業です。1999年、不動産コンサルタント長嶋修が設立。第三者性を堅持した立場から、利害にとらわれない住宅診断（ホームインスペクション）やマンション管理組合向けコンサルティング、不動産購入に関する様々なアドバイスを行なう「不動産の達人サービス」を提供、60,000組を超える実績を持っています。

本件に関するお問い合わせは、お気軽に下記までご連絡ください。

株式会社さくら事務所 東京都渋谷区桜丘町29-24 桜丘リージェンシー101 <https://www.sakurajimusyo.com/>
 TEL 03-6455-0726 FAX 03-6455-0022 広報室：堤・望月 press@sakurajimusyo.com